

新規上場申請のための半期報告書

株式会社みのや

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年 6 月16日
【中間会計期間】	第71期中(自 2024年 7 月 1 日 至 2024年12月31日)
【会社名】	株式会社みのや
【英訳名】	MINOYA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 正木 宏和
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区下落合1050番地 2
【電話番号】	048-823-8550 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 佐々木 康宏
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区下落合1050番地 2
【電話番号】	048-816-4550
【事務連絡者氏名】	取締役 佐々木 康宏

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	5
第3【提出会社の状況】	6
1【株式等の状況】	6
2【役員の状況】	9
第4【経理の状況】	10
1【中間財務諸表】	11
2【その他】	19
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	20
期中レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第71期 中間会計期間	第70期
会計期間	自 2024年 7 月 1 日 至 2024年12月31日	自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日
売上高 (千円)	11, 537, 576	22, 540, 002
経常利益 (千円)	291, 168	1, 045, 696
中間（当期）純利益 (千円)	161, 019	714, 244
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	100, 000	100, 000
発行済株式総数 (株)	3, 000, 000	3, 000, 000
純資産額 (千円)	2, 641, 260	2, 500, 133
総資産額 (千円)	8, 874, 124	7, 682, 868
1 株当たり中間（当期）純利益 (円)	53. 67	238. 08
潜在株式調整後 1 株当たり 中間（当期）純利益 (円)	—	—
1 株当たり配当額 (円)	—	10
自己資本比率 (%)	29. 8	32. 5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	82, 732	757, 752
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△291, 551	△408, 012
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	389, 441	△158, 886
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	1, 158, 767	978, 145

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は第70期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第70期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 当社は、2024年 1 月17日開催の取締役会決議により、2024年 2 月 6 日付で普通株式 1 株につき200株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前年同中間会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、徐々に社会活動及び経済活動の正常化が進み、個人所得向上に向けた施策やインバウンド消費が増加した一方で、世界的なインフレとそれを受けた各国の金融政策の影響等、今後の動向には細心の注意が必要であり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、原材料価格の高騰や円安による物価上昇等の影響は引き続き懸念され、消費者の低価格志向・節約志向はさらに強まり、経営環境はきわめて厳しい状況にあります。

このような状況のもと、当社は株式上場を見据え、効率的かつ収益性の高いビジネスモデルの確立と企業価値のさらなる向上を目的として、収益性を追求した出店精度の向上、内部管理体制の強化、及びコンプライアンスの推進について、継続的に取り組んでおります。

店舗運営におきましては、「おかしのまちおか」として独自性の強い商品の拡充と、「まちおか5原則」（サービスレベルの向上を目指した「まちおかスタイル」＋基本4原則である「クリンネス」、「フレンドリー」、「品揃え」、「鮮度・安全・安心」）の継続的な運用を中長期的な定性目標として掲げております。また、売場展開の精度向上を求め、販売手法や陳列スタイルの見直しを行い、路面店を中心とした既存店舗のリニューアルの促進にも取り組んでまいりました。

販促活動におきましては、自社ホームページ及びX（旧Twitter）・Instagram等のSNS公式アカウントにて、「おかしのまちおか」の新規店舗のオープン情報や新商品発売に関する情報等についてタイムリーに発信し、情報の拡散に努めております。

当中間会計期間における当社の出店などの状況は、関東圏に7店舗、中京圏に2店舗、関西圏に1店舗新規出店した一方で、関東圏の3店舗を退店した結果、当中間会計期間末の店舗数は203店舗となっております。

① 財政状態

（資産）

当中間会計期間末における流動資産は4,228百万円となり、前事業年度末に比べ994百万円増加いたしました。これは主として売掛金が427百万円増加したことによるものであります。固定資産は4,646百万円となり、前事業年度末に比べ196百万円増加いたしました。これは主として有形固定資産のその他（純額）が206百万円増加したことによるものであります。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債は4,443百万円となり、前事業年度末に比べ889百万円増加いたしました。これは主として未払法人税等が79百万円減少した一方で、買掛金が715百万円増加、短期借入金が増加したこと等によるものであります。固定負債は1,789百万円となり、前事業年度末に比べ161百万円増加いたしました。これは主として長期借入金が増加したことによるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産合計は2,641百万円となり、前事業年度末に比べ141百万円増加いたしました。これは主として利益剰余金が増加したことによるものであります。

② 経営成績

当中間会計期間の経営成績は、売上高は11,537百万円、営業利益は241百万円、経常利益は291百万円、中間純利益は161百万円となりました。

なお、セグメントの実績については、当社は単一セグメントのため記載しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末より180百万円増加し、1,158百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果得られた資金は、82百万円となりました。

これは主として税引前中間純利益263百万円、減価償却費の計上116百万円があった一方で、法人税等の支払額167百万円、未払消費税等の減少83百万円があったこと等によるものであります。

また、売上債権・棚卸資産・仕入債務の増減等は、ショッピングセンター店（SC店）を中心とした店舗数拡大と季節性による取引規模の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動の結果使用した資金は、291百万円となりました。

これは主として店舗出店に係る内装工事等の有形固定資産の取得による支出268百万円、店舗出店契約に係る敷金及び保証金の差入による支出35百万円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動の結果得られた資金は、389百万円となりました。

これは主として店舗出店に係る資金調達として長期借入による収入400百万円があったことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び該当見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び該当見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

当中間会計期間において、従業員数に著しい増減はありません。

(8) 主要な設備

当中間会計期間において、主要な設備の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2024年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,000,000	3,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社の標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	3,000,000	3,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年12月31日	—	3,000,000	—	100,000	—	50,000

(5) 【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社マサキコーポレーション	埼玉県さいたま市大宮区浅間町一丁目156番2号	1,090,000	36.33
正木 宏和	埼玉県さいたま市大宮区	956,000	31.87
おかしのまちおか従業員持株会	埼玉県さいたま市見沼区東宮下一丁目241番1号	274,000	9.13
内田 和枝	埼玉県さいたま市北区	270,000	9.00
正木 美恵	埼玉県さいたま市大宮区	100,000	3.33
むさしの地域創生推進ファンド投資事業有限責任組合	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8	100,000	3.33
株式会社武蔵野銀行	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8	50,000	1.67
正木 惇也	埼玉県さいたま市中央区	30,000	1.00
正木 友梨	埼玉県さいたま市大宮区	30,000	1.00
正木 理子	東京都北区	30,000	1.00
福澤 富重	—	20,000	0.67
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号	20,000	0.67
三菱食品株式会社	東京都文京区小石川一丁目1番1号	20,000	0.67
有限会社サンスイ	埼玉県北本市緑四丁目170番	10,000	0.33
計	—	3,000,000	100.00

(注) 1. 内田和枝氏は2024年11月7日に逝去されましたが、本書提出日現在で名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,000,000	30,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社の標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,000,000	—	—
総株主の議決権	—	30,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間会計期間(2024年7月1日から2024年12月31日まで)に係る中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5-6」の規定に準じて前年同期末との対比は行っておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 6 月30日)	当中間会計期間 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,108,145	1,288,767
売掛金	1,036,979	1,464,337
商品	919,814	1,046,748
貯蔵品	12,047	13,391
その他	157,846	416,597
貸倒引当金	△1,089	△1,773
流動資産合計	3,233,742	4,228,068
固定資産		
有形固定資産		
土地	864,061	864,061
その他（純額）	890,561	1,097,180
有形固定資産合計	1,754,623	1,961,242
無形固定資産	27,779	26,544
投資その他の資産		
敷金及び保証金	1,482,901	1,479,938
その他	1,186,872	1,181,080
貸倒引当金	△3,050	△2,750
投資その他の資産合計	2,666,723	2,658,269
固定資産合計	4,449,126	4,646,056
資産合計	7,682,868	8,874,124

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年6月30日)	当中間会計期間 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,084,661	1,800,380
短期借入金	※1 1,086,660	※1 1,330,000
1年内返済予定の長期借入金	395,048	435,036
未払法人税等	166,347	87,270
賞与引当金	27,500	27,500
資産除去債務	11,422	4,716
その他	782,874	758,660
流動負債合計	3,554,514	4,443,562
固定負債		
長期借入金	729,741	871,369
退職給付引当金	339,429	332,410
資産除去債務	486,202	506,880
その他	72,847	78,641
固定負債合計	1,628,220	1,789,301
負債合計	5,182,735	6,232,864
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	70,000	70,000
利益剰余金	2,257,131	2,388,150
株主資本合計	2,427,131	2,558,150
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	73,002	83,109
評価・換算差額等合計	73,002	83,109
純資産合計	2,500,133	2,641,260
負債純資産合計	7,682,868	8,874,124

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	
売上高	11,537,576
売上原価	7,261,301
売上総利益	4,276,274
販売費及び一般管理費	※1 4,034,403
営業利益	241,871
営業外収益	
受取利息	244
受取配当金	3,598
不動産賃貸料	45,735
その他	22,976
営業外収益合計	72,556
営業外費用	
支払利息	6,443
不動産賃貸原価	14,635
その他	2,179
営業外費用合計	23,258
経常利益	291,168
特別損失	
解体撤去費用	27,340
特別損失合計	27,340
税引前中間純利益	263,828
法人税、住民税及び事業税	87,841
法人税等調整額	14,967
法人税等合計	102,809
中間純利益	161,019

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	263,828
減価償却費	116,332
解体撤去費用	27,340
貸倒引当金の増減額(△は減少)	384
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△7,019
受取利息及び受取配当金	△3,843
支払利息	6,443
不動産賃貸原価	13,144
不動産賃貸料	△45,735
売上債権の増減額(△は増加)	△427,358
棚卸資産の増減額(△は増加)	△128,278
未収入金の増減額(△は増加)	△256,837
仕入債務の増減額(△は減少)	715,719
未払金の増減額(△は減少)	36,587
未払消費税等の増減額(△は減少)	△83,760
その他	25,484
小計	252,431
利息及び配当金の受取額	3,843
利息の支払額	△6,622
法人税等の支払額	△167,952
法人税等の還付額	1,033
営業活動によるキャッシュ・フロー	82,732
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△268,524
資産除去債務の履行による支出	△13,625
投資不動産による賃貸料収入	45,735
投資不動産による賃貸料支出	△13,144
投資有価証券の取得による支出	△4,232
敷金及び保証金の差入による支出	△35,146
敷金及び保証金の回収による収入	20,536
長期前払費用の取得による支出	△4,684
その他	△18,466
投資活動によるキャッシュ・フロー	△291,551

(単位：千円)	
当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	243,340
長期借入れによる収入	400,000
長期借入金の返済による支出	△218,384
リース債務の返済による支出	△5,514
配当金の支払額	△30,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	389,441
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	180,622
現金及び現金同等物の期首残高	978,145
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,158,767

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※ 1 当座貸越

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約を締結しております。
これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (2024年12月31日)
当座貸越極度額	2,450,000千円	2,450,000千円
借入実行残高	1,070,000 "	1,230,000 "
差引額	1,380,000千円	1,220,000千円

(中間損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年 7 月 1 日 至 2024年12月31日)
アルバイト・パート給料	971,520千円
賞与	199,998 "
退職給付費用	2,818 "
地代家賃	986,201 "
貸倒引当金繰入額	684 "

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年 7 月 1 日 至 2024年12月31日)
現金及び預金	1,288,767千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	△130,000 "
現金及び現金同等物	1,158,767千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2024年 7 月 1 日 至 2024年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年 9 月27日 定時株主総会	普通株式	30,000	10	2024年 6 月30日	2024年 9 月30日	利益剰余金

2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2024年 7 月 1 日 至 2024年12月31日)

当社は菓子小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2024年 7 月 1 日 至 2024年12月31日)

当社は菓子小売業を主な内容として事業展開しております。なお、当社は菓子小売事業の単一セグメントであります。

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。当社売上の90%以上を店舗売上が占めていることから、店舗所在地の都府県別に分解しております。

区分	地域別	店舗 所在地	当中間会計期間 (自 2024年 7 月 1 日 至 2024年12月31日)	
			売上高 (千円)	構成比 (%)
		東京都	3,898,324	33.8
		神奈川県	2,188,099	19.0
		埼玉県	1,590,393	13.8
		千葉県	1,265,182	11.0
		茨城県	180,343	1.5
		栃木県	100,068	0.9
	関東圏 合計		9,222,412	80.0
		愛知県	825,432	7.2
		岐阜県	142,034	1.2
		静岡県	132,394	1.1
	中京圏 合計		1,099,860	9.5
		大阪府	555,130	4.8
		三重県	255,678	2.2
		奈良県	138,037	1.2
		兵庫県	118,416	1.0
		滋賀県	102,659	0.9
		京都府	45,180	0.4
	関西圏 合計		1,215,102	10.5
店舗売上高 合計		11,537,375	100.0	
	その他		200	0.0
その他売上高 合計		200	0.0	
顧客との契約から生じる収益		11,537,576	100.0	
その他の収益		—	—	
外部顧客への売上高		11,537,576	100.0	

(注) 1. その他売上高は、物流倉庫等における売上高であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり中間純利益	53円67銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	161,019
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	161,019
普通株式の期中平均株式数(株)	3,000,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年6月6日

株 式 会 社 み の や
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 寶 野 裕 昭
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 里 織
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社みのやの2024年7月1日から2025年6月30日までの第71期事業年度の中間会計期間（2024年7月1日から2024年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みのやの2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上